

## 第7回 川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年8月25日(金)午前9時30分から

2. 開催場所 川西町役場 中会議室

3. 出席委員(9名)

会長 10番 新野 勝廣

会長職務代理者 9番 高橋 孝博

委員 1番 竹田 浩徳、2番 阿部 つや子、3番 遠藤 愛、4番 平田 壽和  
5番 後藤 满良、6番 勝見 和彦、7番 竹田 総一

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 会期の決定

第4 報告第15号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第5 報告第16号 非農地証明の結果報告について

第6 議 第23号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)

第7 議 第24号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(賃貸借権の設定)

第8 議 第25号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(所有権の移転)

第9 議 第26号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(賃貸借権の設定)

第10 議 第27号 川西町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤賢一、農地主査 竹田智弘、主任 梅津智史、主事 高橋秀仁

産業振興課 主幹 竹田真也

6. 会議の概要

(会長新野勝廣は、川西町農業委員会会議規則第7条の規定により、議長となる。)

議長 新野勝廣

ただ今より、第7回、川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、9名であります。

欠席届のあった委員は、議席8番、市川委員です。

川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。

直ちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名ですが、川西町農業委員会会議規則第10条の規定により、本職から指名いたします。議席2番、阿部委員、議席3番、遠藤委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名ですが、書記については、事務局職員より竹田農地主査並びに梅津主任を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。

お諮りします。会期を本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定いたします。

日程第4、報告第15号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主事 高橋 秀仁

1ページをお開きください。報告第15号、農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があつたので報告する。令和5年8月25日報告、川西町農業委員会会长名。申請件数は2件です。申請人、場所、付記の順で読み上げます。

(議案書を読み上げる)

以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件ですので次に進めます。

日程第5、報告第16号、非農地証明の結果報告について、を上程いたします。

事務局の報告を求めます。

主査 竹田 智弘

2ページをお開きください。報告第16号、非農地証明の結果報告について、申請件数は2件です。

3ページをお開きください。願い人●●、土地については、大字西大塚字八幡三419-3、田76m<sup>2</sup>。非農地となった時期及び事由については、平成10年頃から農地として利用しておらず、今後も農地として利用の計画がないということで、現況、雑種地となっております。

調査員の意見といたしまして、令和5年8月17日に、勝見委員、遠藤委員と事務局で現地調査の結果、相違ないことを確認しております。

続きまして、4ページをお開きください。2件目です。願い人●●、土地については、大字上小松

字東陽寺2749-1、田40m<sup>2</sup>、計田8筆353.32m<sup>2</sup>、畑4筆477m<sup>2</sup>。非農地となった時期及び事由について、平成12年頃からということで、元々住宅があった周辺の畑と道路新設の際の残地が農地として残っておりまして、農地としての利用をしておらず、今後もその予定がないということで、地番が2751-1については雑種地、その他は原野ということで現況になっております。調査員の意見といたしまして、同じく令和5年の8月17日に勝見委員と遠藤委員、そして事務局で現地調査の結果、申請のとおり相違ないことを確認しております。

以上です。

議長 新野 勝廣

本件は、報告案件でありますので次に進めます。

日程第6、議第23号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

5ページをお開きください。議第23号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の所有権の移転について、許可申請あったので委員会の可否を求める。令和5年8月25日提出、川西町農業委員会会长名。番号、申請人、土地、付記の順で読み上げたいと思います。

1番、譲渡人●●、譲受人●●、大字上小松字大沢口4324-7、田2,809m<sup>2</sup>、計田2筆3,254m<sup>2</sup>、経営規模縮小、経営規模拡大です。

以上、今回の申請については、譲受人の農機具の保有状況、従事日数から農業者の要件を満たすと考えられますので、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当しておりません。

以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席9番、高橋委員より報告願います。

委員 高橋 孝博

番号1番であります。8月15日に嶋貫推進委員と私のほうで現地調査をしてまいりました。今回の申請は、経営規模縮小、経営規模拡大であります。譲受人は、意欲的に農業経営を行っており、また、周辺農地への影響はないと思います。農地の状況からみて、10a対価●●円は妥当だと判断しますので、よろしくお願ひします。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次にご質問等について求めます。

(質問なし)

お諮りします。本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第7、議第24号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

6ページをお開きください。議第24号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について、許可申請があつたので委員会の可否を求める。令和5年8月25日提出、川西町農業委員会会長名。こちらも番号、申請人、場所、付記の順で読み上げます。

1番、●●、●●、大字吉田字摩消5911、田6, 068m<sup>2</sup>のうち2, 561m<sup>2</sup>、貸し直し、経営移譲です。

こちらの申請についても、賃借人の農機具の保有状況、従事日数から農業者の要件を満たすと考えられますので、農地法第3条第2項各号に定める不許可要件に該当しておりません。

以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、番号1番の件について、本職より報告します。

番号1番について、8月21日、高梨推進委員が現地を調査しております。今回の申請は、貸し直し、経営移譲です。賃借人は、意欲的に農業経営を行っており、また、周辺農地への影響もないと思います。農地の状況からみて、10a借賃●●円は妥当だと判断します。よろしくお願ひいたします。

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

お諮りします。本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件を許可することに決定いたします。

日程第8、議第25号、農法第5条の規定による許可申請に対する意見について、を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

7ページをお開きください。議第25号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う所有権の移転について、許可申請があつたので知事に送付の意見を寄せられたい。令和5年8月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は3件です。説明の際は、別添の資料1を含めて補足説明しながら進めますのでよろしくお願ひします。

1番、譲渡人●●、譲受人が株式会社南東北クボタです、土地については、大字中小松字柴塚3097、田9, 865m<sup>2</sup>、計田3筆20, 944m<sup>2</sup>、第1種農地で、事業用地として使用するものです。申請地を譲り受けまして、置賜サービスセンターを建築するものでございます。別添の資料No.1番で補足させていただきますが、別添資料の4ページの部分が今回の申請地となります。また、資料飛びますが、8ページには転用による土地利用計画図、次のページには排水計画図ということで載せております。総事業費は●●円でございまして、内訳といたしまして、土地取得費で●●円、土地造成費で●●円、建築物で●●円ということになっております。資金の調達方法については、すべて自己資金で調達する計画で、残高証明書により確認をしております。汚水排水は、公共下水道、雨水は自然流下の計画で、周辺農地への影響もなく許可基準に沿った申請内容と判断いたします。

続きまして、総会資料の7ページに戻っていただきまして、2番目でございます。譲渡人●●、譲受人●●、土地については、大字中小松字柴塚3091-3、地目が田んぼで185m<sup>2</sup>です。農地区分は農振農用地で、農機具格納庫として使用する目的でございます。申請地を譲り受けまして、トラクター等の農機具格納庫として使用するものでございまして、農業用施設用地としての利用でございます。また、別添の資料で補足いたしますが、別添の補足資料の12ページまで飛びますが、12ページが今回の申請地でございまして、14ページが土地利用計画図でございます。資金調達方法はすべて自己資金で調達の計画でございます。排水同意等の必要はなく、雨水は地下浸透の計画です。周辺農地への影響もなく許可基準に沿った申請内容と判断いたします。

また、総会資料に戻っていただきまして、最後3番目でございますが、譲渡人●●、譲受人●●、土地については、大字吉田字宝泉寺裏1605-12、地目が田んぼで44m<sup>2</sup>でございます。第1種農地で一般住宅を建設するためのものでございます。平米数少ないですけれども、隣接する宅地と一緒に利用して、一般住宅建設用地とするものでございます。また、補足資料のほうに移っていただきまして、17ページまで進みますが、17ページの赤く色を付けているところが申請地ということになります。また、19ページに土地利用計画図を載せておりますが、総事業費が●●円です。内訳といたしまして、土地取得費で●●円、その他建築費で●●円ということになります。資金調達については、すべて融資で調達する計画で、融資証明書で確認しております。汚水排水は、合併浄化槽、雨水は地下浸透の計画です。こちらも周辺農地への影響もなく、許可基準に沿った申請内容と判断いたします。

以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。  
番号1番から3番の件について、議席6番、勝見委員より報告願います。

委員 勝見 和彦

それでは私より説明を行いたいと思います。番号1番について、令和5年8月17日、遠藤委員と私、そして事務局で現地調査してきました。申請の土地は、中小松地内にある第1種農地の田であり、事業用地として置賜サービスセンターを建設するための申請です。営業用地の造成については、約1mの盛土を行いますが、L型擁壁や防草シートにより法面保護を行い、排水計画からの周辺農地への影響もないため、申請の内容に問題はないと判断いたします。

番号2番について、令和5年8月17日に、遠藤委員と私、そして事務局で現地調査してきました。申請の土地は、中小松地内にある農振農用地の田であり、農業用施設用地として農機具格納庫を建設するための申請です。転用後の造成について、約80cmの盛土を行いますが、法面保護を行い周辺農地への影響もないため申請の内容に問題はないと判断いたします。

番号3番について、令和5年8月17日、遠藤委員と私、そして事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は、吉田地内にある第1種農地の田であり、一般住宅を建築するための申請です。転用後の造成については、約50cmの盛土を行いますが、コンクリート擁壁により法面保護を行い、周辺農地への影響もないため、申請の内容に問題はないと判断いたします。よろしくお願ひします。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。  
次に、ご質問等について求めます。

委員 後藤 満良

休憩をお願いいたします。

議長 新野 勝廣

休憩します。

(休憩)

休憩前に戻ります。

質問等ございませんか。

(質問なし)

お諮りします。本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件について、許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

日程第9、議第26号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、を上程いた

します。

事務局の説明を求めます。

主任 竹田 智弘

8ページをお開きください。議第26号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う賃貸借権の設定について許可申請があつたので、知事に送付の意見を寄せられたい。令和5年8月25日提出、川西町農業委員会会長名。申請件数は1件です。

1番、賃貸人●●、賃借人YMG合同会社、土地については、大字大舟字桜ノ下306-1の一部、地目は田んぼで2,868.46m<sup>2</sup>、農地区分は農振農用地で、使用目的が工事用の資材置き場ということで、賃借人の経営する太陽光発電所に隣接する農地でございまして、この度、修繕工事があるということで工事用の資材置き場として、一時転用するものでございます。また、別添資料No.1の補足資料で補足させていただきますと、資料の22ページになりますが、今回の申請地になります。また、ページをめくっていただき、26ページが土地の利用計画図ということで載せてございます。総事業費は●●円ということで、土地の賃借料と敷設板等の材料費等で●●円ということのようです。資金調達方法はすべて自己資金で調達計画、残高証明書により確認しております。排水同意の必要はございませんで、雨水は地下浸透の計画です。周辺農地への影響もなく、許可基準に沿った申請内容と判断いたします。

以上です。

議長 新野 勝廣

次に、ただ今の説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。

番号1番の件について、議席3番、遠藤委員より報告願います。

委員 遠藤 愛

番号1番について、令和5年8月17日に、勝見委員と私、そして事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は、大舟地内にある農振農用地の田であり、太陽光発電の工事に係る資材置き場として一時転用するための申請です。休耕地のため造成ではなく、出入り口の敷設板、通路の敷板の養生をする計画で、農地復元計画も妥当であり、周辺農地への影響もないため申請の内容に問題はないと判断します。

以上です。

議長 新野 勝廣

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。

次に、ご質問等について求めます。

(質問なし)

質問なしと認めます。

お諮りします。本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。

よって、本案件について、許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

日程第10、議第27号、川西町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について、を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主査 竹田 智弘

9ページをお開きください。議第27号、川西町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について、川西町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改正について、川西町長より協議依頼があったので意見を求める。令和5年8月25日提出、川西町農業委員会会長名。資料については、別紙のとおりとなります。

以上です。

議長 新野 勝廣

続きまして、川西町農業委員会会議規則第15条の規定により、担当課から資料の説明をお願いします。

産業振興課 主幹 竹田 真也

すでに策定しております川西町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想につきまして、今回改正を予定しております。改正にあたりましては、農業委員会よりご意見をいただいたというなことでございまして、今回ご提案するものでございます。

基本的な構想の改正の概要でございます。改正の理由といたしましては、山形県農業経営基盤の強化促進に関する基本方針の一部改正に伴い、文言の加筆修正を行うものでございます。基本的な構想とはということでございますが、農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が策定する計画であり、概ね5年ごとにその後の10年間を見通した農業経営基盤の強化の促進に関する目標、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標、農用地の利用集積、集約に関する目標等の内容を記載したものでございます。また、基本的な構想に照らして農業経営改善の認定、認定農業者の認定でございます。また、成年等就農計画の認定、認定新規就農者の認定でございます。こちらを行うものとなってございます。

改正の内容でございます。二つございまして、一つ目が農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律に基づき、農地利用集積化円滑化事業が廃止されるため、記載

の削除を行いました。令和4年度より農地中間管理事業に統合されてございます。二番目といたしまして、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律に基づきまして、農業を担う者の確保及び育成に関する事項及び新計画の策定に関する事項を追記いたしました。今後に関しましては、農業経営基盤強化促進に関する基本的な構想案というようなことで、冊子のほう、ご準備してございますのでご覧いただきたいと思います。

以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長 新野 勝廣

ただ今の件について、質問等があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りします。本件について、基本的な構想の変更に対して賛成の委員の挙手を求めます。

全員賛成と認めます。

よって、本件については、同意の意見を付して川西町長に送付することに決定いたします。

これをもちまして、第7回、川西町農業委員会総会を閉会いたします。

この会議録は書記の記載したものであるが、正確を証するためここに署名する。

令和5年8月25日

川西町農業委員会議長 会長 吉野勝彦

議事録署名委員 2番 阿部つや子

議事録署名委員 3番 遠藤栄